

日本スーパーラリーシリーズ 映像の撮影、使用に関する規定

映像に関する権利規定

1. 大会開催中(※テスト走行もしくは大会に関わるいかなる受付から表彰式まで)の競技区間、サービス、イベント関連の映像撮影、使用についての権利一切は主催者に帰属し、その管理運営を日本モータースポーツアソシエーション (JMA) に委託する。
2. 大会期間中におけるすべての競技区間、競技会場での、ドライバー／コ・ドライバー、参加チームメンバーおよびチーム関係者、大会関係者 (オフィシャルなど) の肖像権は、主催者に帰属する。
3. ドライバー／コ・ドライバー、参加チームメンバーおよびチーム関係者、大会協賛社による映像使用については、一定の制限と申告をもって、JMA が権利使用に優遇措置を講じる。
4. JMA は、映像に関して使用を求める者に対し、その使用目的、使用内容に応じ、取材手数料、映像使用料を徴収し、権利の使用、譲渡の許諾を行う。徴収した料金は競技の安全かつ円滑な運営の費用として用いる。

映像に関する使用規定

1. 大会期間中における競技、イベントに関する映像の使用については、原則として全て JMA の承認を必要とする。
2. ドライバー／コ・ドライバー、参加チームメンバーおよびチーム関係者が個人的に撮影し、個人的な目的で使用する際には主催者への届出をもって許諾する。ただし第3者への売却、譲渡については、使用する第3者による別途申請が必要となる。
3. 企業、団体によるプロモーション用の撮影、映像使用については、JMA への届出、プロモーション・メディアの場合は取材手数料の支払い、映像権利使用料の支払いにより、承認を得たもののみ可能とする。使用料は、その目的や内容によって、別途規定に準ずる。
4. メディア、プロモーション・メディアの映像撮影、使用については、申請時に撮影概要を JMA に届けることを条件とし、その目的と内容によって撮影、使用の条件を主催者と合意することとする。

映像撮影、使用に関する申請と承認について

1. 大会期間中、競技、イベントに関する全ての映像の撮影、映像の使用は、JMA に、撮影内容、使用内容を事前に届け出、承認を必要とする。
2. 企業、団体のプロモーションとして映像を撮影、使用する際には、撮影態勢、内容などを事前に JMA に届け出、取材手数料と映像使用料を支払うことにより、承認が得られる。
3. 大会協賛、ドライバー／コ・ドライバー、参加チームメンバーおよびチーム関係者など、大会運営に協力した企業、団体が映像の撮影、使用を行う場合は、その目的と内容に応じ取材手数料、映像使用料の免除、軽減の措置をとる。
4. JMA に承認されたメディアによる報道については、一定の条件のもと取材手数料、映像使用料は免除とする。
5. ドライバー／コ・ドライバー、参加チームメンバーおよびチーム関係者の個人的な撮影、使用については、一定の条件の下、原則自由とするが、撮影、使用については、JMA への届け出と承認を必要とする。
6. ドローンなどによる空撮を行う際には、別途定める規定に準じ、申請書を主催者に提出し承認を必要とする。

映像使用料について

1. 企業、団体によるプロモーションのための撮影、映像使用については、1 件あたり映像権利使用料を 100,000 円（税別）とする。
2. メディアによる映像使用については、放映時間 30 秒以内は無料とする。
3. 撮影者、使用者の個別の状況、事情により、JMA は取材手数料、映像使用料を決定する権限を持つ。
4. JMA は、オフィシャル映像の撮影を行い、映像に関する諸権利を含めた上で、映像の販売を行う。その料金は目的と内容に応じ、個別の協議とする。